



今月の主な内容

- ◆ **特集** マイナンバーカードで生活を便利に！ P 2～3
- ◆ 熱中症を予防して楽しい夏を！ P 4
- ◆ 村のわだい P 7
- ◆ 村からのお知らせ P 8～9
- ◆ 国民健康保険税の制度が改正されました P 10

表紙の風景

6月29日、更別中央中学校の全校生徒が「それいけ！更中ごみ拾い隊」と銘打ち、地域の清掃活動を実施しました。

生徒たちは、学校周辺の道路脇や草むらに隠れているごみをこまめに拾っていきました。

マイナンバーカードで生活を便利に！

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認する際の公的な身分証明書として利用できるほか、さまざまな行政サービスを受けることができるカードです。
令和2年9月から国の消費活性化事業として「マイナポイント事業」が開始される予定です。この機会にカードの取得をご検討ください。



●マイナンバーカードを取得するには？

通知カードの下部分の交付申請書（右図の枠部分）を

持っている方

▶スマートフォンやパソコンを使って申請できます。
下記の1または2をご覧ください。

持っていない方

▶専用のサイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードし、マイナンバーを記入して顔写真を貼り付けることで、郵送で申請できます。

マイナンバーカード 総合サイト 検索

※氏名・住所など交付申請書の記載内容が変更となった方や、交付申請書を紛失された方は、役場で再発行できます。

1 スマートフォンで申請

- ①スマートフォンで顔写真を撮影。
- ②交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④申請者専用WEBサイトのアドレスが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力して申請完了。



2 パソコンで申請

- ①カメラで顔写真を撮影。
- ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③申請者専用WEBサイトのアドレスが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力して申請完了。



▶申請から約1か月後、村から「交付通知書」を郵送します。本人確認書類を持参して、住民生活課戸籍窓口係へお越しください。

※マイナンバーカードをお渡す際、暗証番号を設定します。忘れないようご自身で保管してください。

※お渡しするまでに通常よりも日数がかかることが予想されます。お早めの申請をお願いします。



カードの申請をサポートしています

マイナンバーカードの申請を希望する方を対象に、職員がタブレット端末を使用して写真撮影を行いオンライン申請手続きをお手伝いします。

- 受付時間
9時00分から17時00分まで（※土・日・祝日、年末年始を除く）
- 受付場所
住民生活課戸籍窓口係（役場1階）
- 持参いただくもの
・交付申請書
・本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのもの）

●カードを使ってマイナポイントがもらえます！

マイナンバーカードをお持ちの方が日頃利用しているキャッシュレス決済サービス（電子マネー・QRコード決済・クレジットカード）の中から一つを選び、選択した決済サービスで9月1日から令和3年3月31日までにチャージやお買い物をすると、一人あたり最大5,000円分のポイント（付与率25%）がもらえます。マイナポイントを受け取るには、事前に予約と申し込みが必要です。

◆マイナポイントの予約・申込方法（スマートフォンの場合）

手順1



マイナポイントアプリをダウンロードする。



QRコードを読み取るとダウンロードページが表示されます。

手順2



アプリの指示に従ってマイナンバーカードを読み取り、利用者証明用暗証番号（数字4桁）を入力して予約完了。

※Androidスマートフォンをご使用の方は、事前にスマートフォンの設定の「NFC機能」を有効にしてください。

手順3

「マイナポイントの申し込み」からお好きな決済サービスを選択してください。

※一度選択した決済サービスは変更できません。



※予約や申込方法でご不明な点がある方へ、住民生活課戸籍窓口係で資料を配布しています。

※マイナンバーカードは、決済サービスでチャージやお買い物をするときには必要ありません。

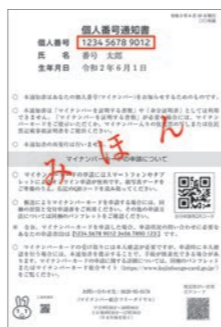
●お知らせとお願い

◆通知カードが廃止されました

法律の改正により、令和2年5月末で通知カードが廃止されました。廃止後は以下の手続きができませんのでご注意ください。

- ◆氏名・住所などに変更があった場合の通知カードの記載事項の変更
- ◆紛失した場合の通知カードの再交付申請

出生などにより今後新たにマイナンバーが付番される場合は「個人番号通知書」（右図）が送付されます。



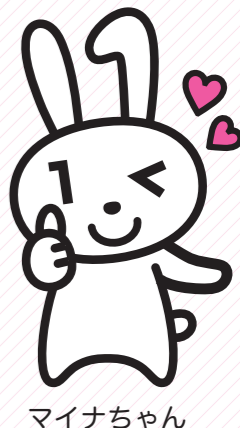
◆マイナンバーカードの受け取りと電子証明書の更新について

マイナンバーカードを申請された方には交付期限内に来庁していただくようご案内をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、交付期限を過ぎた場合も当面の間保管しております。

また、カードに搭載されている電子証明書は、有効期限（交付から5回目の誕生日）内に更新手続きを行っていただくこととなっておりますが、期限後も無料で新しい電子証明書を発行することができます。

みなさんの体調に応じて、適切な時期にお越しくださいますようお願いします。

●マイナンバーカードなどに関する問い合わせ 住民生活課戸籍窓口係 ☎52-2112



マイナちゃん

熱中症を予防して楽しい夏を！

夏に向けて気温が上がり、熱中症になる方が増えてきます。また、今年は新型コロナウイルス感染症対策のためにマスクを着用していることもあり、例年よりもいっそう熱中症に注意が必要です。熱中症を知って、しっかりと予防し、楽しい夏を過ごしましょう。

熱中症とは？

温度や湿度が高い場所に長時間いることで、体内の水分や塩分(ナトリウム)のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体温上昇やめまい、体のだるさ、痙攣、意識障害などさまざまな障害を起こす症状のことです。屋外で活動しているときだけではなく、屋内でも何もしないときでも発症する場合があります。重症なときは死亡することもあります。

熱中症を予防するために

- 部屋の温度をこまめにチェック
- 体温測定(新型コロナウイルス感染症対策としても)
- 扇風機やエアコンを上手に活用
- のどが渴いたと感じる前のこまめな水分補給
- 通気性が良く速乾性のある服装
- 栄養バランスの良い食事と体力づくり
- しっかりと睡眠

マスクを着用するときは

新型コロナウイルス感染症対策のため、外出するときはマスクを着用していると思います。しかし、夏季の高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、心拍数や呼吸数、体感温度が上昇するなど、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できるときは、マスクを外すようにしましょう。

また、マスクを着用している場合には、強い負担がかかる作業や運動は避け、のどが渴いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。



このようなきときはためらわずに救急車を！

- 自分で水を飲めなかったり、脱力感や倦怠感などが強く、自分で動けない状態。
- 意識がない、または全身が痙攣している状態。

最後に

7月は気温が上がり熱中症が増える時期です。熱中症予防をしっかりと行い楽しい夏を過ごしましょう。

昨年度は更別消防署管轄でも熱中症疑いの方を搬送しています。自分自身や周りの人に少しでも異常があれば救急車を呼びましょう。救命講習も随時募集しています。

- 問い合わせ
とち広域消防事務組合更別消防署 救急救助係

☎ 52・2201

思い出をさがしに 更別村探訪

村内には開拓発祥の地や旧国鉄広尾線の駅跡、学校の跡地など歴史を感じさせる場所があります。地図に記された場所に行って問題を解き、正解した方には抽選で景品をお贈りします。みなさんのご応募をお待ちしています！

応募方法

役場や街なか交流館 ma・na・ca などに設置している地図と問題用紙(右図)を使って、村内を散策して答えを見つけてください。答えと必要事項を記入の上、8月31日(月)までにふるさと館へ持参いただくか、メールまたはFAXでお送りください。 ☒ furusato@sarabetsu.jp ☎ 53-3005



● 問い合わせ ふるさと館 ☎ 52-2211

解答発表

9月1日(火)に村観光協会 Facebook で発表予定。
※当選者の発表は、景品の発送をもって代えさせていただきます。

注意事項

- ◆ 農場、牧場、個人の敷地には決して入らないでください。
- ◆ 事故やけがなどについて一切の責任を負い兼ねます。
- ◆ 散策する際は車両の通行に十分お気をつけください。

車やバイク、自転車をご利用の方へ

- ◆ 他の車両や歩行者の通行に十分お気をつけください。
- ◆ 駐停車や駐輪をするときは他の車両や歩行者の通行の妨げにならないようご配慮ください。
- ◆ 車やバイクで市街地を散策するときは役場、更別農村公園、JA さらべつ、街なか交流館 ma・na・ca の駐車場をご利用ください。



健やかな成長を育む事業を支援します！ / 更別村こども夢基金

子どもたちが目標を持っていきいきと夢に挑戦し、豊かな体験の充実を図る支援として「更別村こども夢基金」を設置しています。ぜひご利用ください。

- 【対象者】 村内に住所を有する個人または団体
- 【対象事業】
 - ◆ 読書活動など健全育成に関する活動
 - ◆ 自然観察や社会奉仕など体験に関する活動
 - ◆ 宿泊学習など交流に関する活動
 - ◆ 芸能・芸術鑑賞などの活動
 - ◆ 社会教育活動(少年団など)または学校教育活動(部活動など)以外の多様な活動

- 【対象経費】 会場使用料や報償費、消耗品費など直接的経費に限る
- 【募集期間】 令和3年1月29日(金)まで
- 【助成金額】 事業費の8割以内とし、1事業100万円を上限(村予算の範囲内)
- 問い合わせ 教育委員会事務局社会教育係 ☎ 52-3171

更別消防団 新入団員紹介



第2分団 及川 忍 さん



第2分団 為廣 拓 さん



第1分団 佐々木陸人 さん



第1分団 吉田 匠吾 さん



6月5日、国際トラクターBAMBAのレースで使用されていたそりが、紋別市のJAオホーツクはまなす青年部へ貸し出されました。きっかけは、部長の糸川智広さん(写真中央)が以前レースの観戦に訪れたこと。自身の地元でもこのようなイベントを開催したいと考え、実行委員会を立ち上げて開催への準備を進めています。

糸川さんは「レースへの参加も夢見ていました。国際トラクターBAMBAのように一大イベントにできれば」と意気込みを語り、国際トラクターBAMBAの実行委員長を務めた野矢譲司さん(右から2人目)は「地域のみなさんと一緒に考えた国際トラクターBAMBAのようなイベントが開かれ、その使用してもらえることを思うと応援したいです」と話してくれました。

そりは、JAオホーツクはまなす青年部が10月下旬に開催予定の「トラクター運動会」が復帰戦になります。



6/17 必要としている方へ届けたい
マスクの回収ボックスを設置

更別農業高校の福祉分会の生徒が、老人保健福祉センターに未使用・未開封のマスクの回収ボックスを設置しました。この取り組みは、福祉分会でマスクを有効に活用できる方法を検討する中で村社会福祉協議会へ相談し、回収ボックスを設置することになりました。福祉分会班長の藤本舜さん(生活科学科2年)は「マスクを必要としている方に届いてほしいです」と話してくれました。寄せられたマスクは村内の福祉施設へ届けられる予定です。



6/12 花を育て思いやりの心を育む
人権の花運動を実施

「人権の花運動」が上更別小学校で行われました。この運動は、花を育てて命の大切さや人権意識を啓発することを目的に、全国で取り組まれています。この日は村の人権擁護委員の及川末雄さんと藤澤裕美さんが学校を訪れ、児童会文化部部长の若園史翔さん(6年)へひまわりの苗と花壇用の看板を手渡しました。及川さんは「人を大切にする心を育てます。大きな花を咲かせてください」と話し、若園さんは「元気に咲くようにみんなで大切に育てます」と話してくれました。

村内各所で交通安全を確認

村内の幼稚園や学校などで交通安全を学ぶ教室が開かれました。車や自転車に乗って外出する機会が増えるこれからの時期。ご家庭や職場などお互いに呼びかけて交通安全を守りましょう。



6月11日 更別小学校

自転車で出発。交差点では左右や後ろをしっかりと見て渡りました。最後には、教室で学んだことを普段からできるようにしようねとアドバイスがありました。



6月2日 更別幼稚園

「みーぎ、ひだり、まーえ、うしろっ!」大きな声で元気よく確認。模擬信号機と手作りの横断歩道を使い、信号機の見方や横断歩道の渡り方を学びました。



6月17日 どんぐり保育園

横断歩道の渡り方や信号機の見方を学んだ子どもたち。最初は少し緊張した様子でしたが、お友だち同士で声をかけ合いながら何度も練習していました。



6月16日 認定こども園上更別幼稚園

遊戯室で大きな絵本を使い信号機の見方や道路を通るときの約束を確認して、いざ外へ。お友だちと一緒に、道路や周りの状況をよく確かめて歩いていました。




人権擁護委員の委嘱について

梶幸子さんが、7月1日付けで法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。

人権擁護委員は、日常生活のさまざまな問題、暴力やいじめなどの相談をお受けし、解決のお手伝いをします。お悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

なお、村では梶さんのほかに、及川末雄さんが委嘱を受けています。

●問い合わせ
役場住民生活課住民活動係 ☎ 52-2112



梶 幸子 さん

ご厚意に感謝します

鈴蘭ビルサービス株式会社更別支店よりフェイイスシールドと不織布マスクを、有限会社ニューパックとがし(帯広市)より消毒液を寄贈いただきました。

寄贈いただいた品は、村内の福祉事業所や幼稚園・保育園などで感染症対策に有効に使わせていただきます。

村からのお知らせ

Information from the Village



各種アイコンの説明

📣 = お知らせ 🏠 = 健康・福祉 👤 = 募集 💰 = 税金 📖 = 国民年金

🕒 とき 📍 場所 🎯 対象 💰 料金
📄 定員 📄 申し込み 🗨️ 問い合わせ
☎️ 電話番号 📠 ファクス 📧 メールアドレス

行政に対するご意見やご要望などを、ハガキ・Eメールなどでお寄せください。
※ハガキは3か月ごとに広報紙へ折り込みしています。

消防職員を募集します

とちかち広域消防事務組合では、令和3年4月1日採用予定の消防職員を募集します。試験案内は、7月下旬頃にとちかち広域消防局総務課や十勝管内各消防署、帯広市役所1階の総合案内で配布予定です。申し込みの前に必ず試験案内で受験資格と申込方法を



中小企業の退職金をサポートします

中小企業退職金共済は、中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、一部が国から助成されるほか、社外積立で管理が簡単です。詳しくはホームページをご覧ください。

● 中退共ホームページ
http://chutaikyotaisyokukin.go.jp/
☎️ 03・6907・1234

見学会のお知らせ

北海道障害者職業能力開発校では、入校を希望される方などに訓練内容や寮生活に関する理解を深めていただくことを目的に、見学会を開催します。

📅 7月27日(月) 13時30分～
📅 7月20日(月)までに左記へお問い合わせください。
☎️ 0125・52・2774



ご確認ください。採用人数や試験日程などの詳細は、とちかち広域消防事務組合ホームページをご覧ください。

● 受験区分
大学卒、短大卒、救急救命士、高校卒

● 試験会場
とちかち広域消防局庁舎(帯広市西6条南6丁目3番地1) ほか

● とちかち広域消防事務組合ホームページ
http://fire-tokachihokkaido.jp
☎️ 26・9121

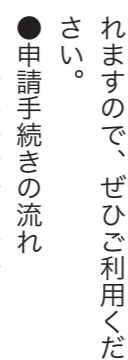
国民年金保険料を追納できます

経済的な理由などで国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めた場合と比べて老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料は、後から追納することで老齢基礎年金の受取額を増やすことができます。また、社会保険料控除で所得税や住民税が軽減されますので、ぜひご利用ください。

● 申請手続きの流れ
・ 年金事務所まで申請できます(郵送でも提出可)。本人確認書類(運転免許証など)をご用意ください。
・ 承認された場合は、納付書での納付となります(口座振替やクレジット納付はできませんので、ご注意ください)。

● 追納する際の注意事項
・ 追納ができるのは、承認された月の10年以内になります。



国民年金

す(承認が令和2年7月分からの場合、令和12年7月分まで)。

・ 承認された期間のうち、原則古い期間から納付することになります。

・ すでに老齢基礎年金を受け取られている方は追納できません。

☎️ 帯広年金事務所 25・8113
☎️ 住民生活課戸籍窓口係 52・2112

村税納期限のお知らせ

固定資産税第1期と国民健康保険税第1期の納期限は、7月31日(金)です。納税には便利で確実な口座振替をご利用ください。

☎️ 住民生活課 52・2112
☎️ 住民税係・資産税係 52・2112



税金

広報さらべつの閲覧方法を紹介します

広報さらべつは、毎月10日に冊子のほか村ホームページや電子書籍閲覧サービスで公開しています。村ホームページや電子書籍閲覧サービスでは、みなさんの活動の様子がより伝わるように写真などをフルカラーにしています。ぜひご覧ください。

【電子書籍閲覧サービス】
● 北海道の広報まるごと検索くん(東洋株式会社)
http://hokkaido-book.com/koho/index.php
● hokkaido ebooks(株式会社須田製版)
https://www.hokkaido-ebooks.jp/

お知らせ

夏の交通安全運動を実施します

この時期は、車で出かける機会が増え、スピードの出過ぎや居眠り、脇見などによる事故が増加傾向にあるほか、飲酒運転による事故も発生しています。また、歩行者や自転車が被害者となる事故の発生も懸念されます。

車でお出かけの際は、ゆとりのある運転計画を立てるほか、一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を心がけ、交通事故のない安全で安心な社会を目指しましょう。

● 実施期間
7月13日(月)～22日(水)の10日間

● 重点項目
・ 飲酒運転の根絶
・ 子どもと高齢者の交通事故防止
・ スピードダウンと全席シートベルト着用
・ バイクの交通事故防止

※7月13日は「飲酒運転根絶の日」です。道民一丸で飲

台風などによる災害発生防止について

昨年10月の台風第19号による日本各地での大きな災害は記憶に新しいところですが、平成28年夏には北海道に台風が相次いで接近・上陸し、記録的な大雨による土砂崩れや河川の氾濫などで甚大な被害が発生しました。

道民にとって台風や大雨はもはや他人事ではなく、災害がいつ自分の身に降りかかってくるかわかりません。

「まさかには必ずやってくる」と自らの命を守り、大切な人を助けるために、気象情報を毎日確認し、台風や大雨による災害に備えましょう。

もし、市町村から避難情報が発令された場合には、安全な場所へ避難しましょう。特に高齢者や乳幼児など避難に

無料の法律相談会を実施します

法テラスでは、弁護士による無料の法律相談会を実施します。また、生活や仕事など身近な相談は「帯広市自立相談支援センターふらっと」や「自立相談支援事業所とちかち生活安心センター」の相談支援員へ相談することもできます。

📅 7月28日(火)
13時00分～15時30分
法律相談は1件30分。生活・仕事相談は状況に応じて。

☎️ とちかちプラザ講習室402(帯広市西4条南13丁目1)
☎️ 法律相談は完全予約制。(定員15名。7月17日(金)までに法テラス釧路へ電話で予約)
☎️ 生活・仕事相談は予約不要。(当日会場での先着順)
☎️ 法テラス釧路 0570・078392(平日9時00分～17時00分)

☎️ 北海道総務部 011・204・5900
☎️ 危機対策課災害応急対策係

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証(被保険者証)などの一斉更新について

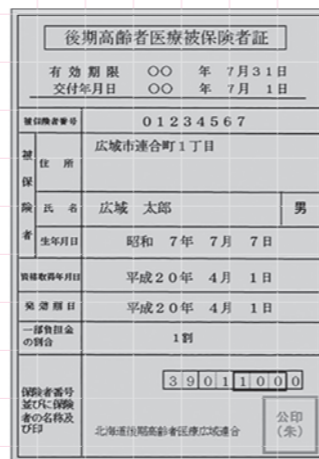
■ 保険証が更新されます

現在ご使用いただいている保険証の有効期限が令和2年7月31日(金)で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

新しい保険証は7月中に送付します。お手元に届きましたら、現在の保険証(橙色)を破棄し、新しい保険証(水色)をご使用ください。

※新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。また、紛失したときや汚れてしまったときは再交付しますので、保健福祉課国保医療係までお申し出ください。

新しい保険証の色は水色です▶



■ 減額認定証や限度証も更新されます

現在ご使用いただいている減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)や限度証(限度額適用認定証)の有効期限も令和2年7月31日(金)で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付の対象となる方には、7月中に保険証とともに送付します。8月1日(土)以降は現在の減額認定証や限度証(黄緑色)を破棄し、新しい減額認定証や限度証(黄色)をご使用ください。有効期間は、保険証と同じく1年間です。

また、次の要件に該当し、新たに減額認定証や限度証が必要となる方は、保健福祉課国保医療係へ申請してください。8月以降も随時受け付けをしています。

◆ 減額認定証の交付対象

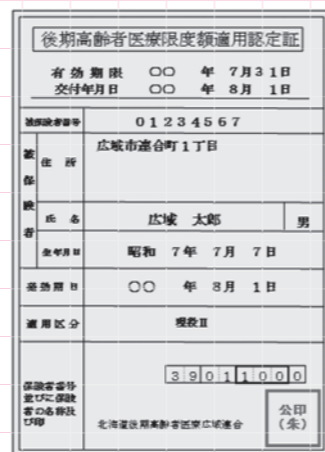
「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」に該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税の方で、下記のいずれかに該当する方 ◇世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ◇老齢福祉年金を受給されている方

◆ 限度証の交付対象

「現役並みⅠ」または「現役並みⅡ」に該当する方

現役並みⅡ	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



▲ 新しい減額認定証や限度証の色は黄色です ▲

● 問い合わせ

保健福祉課国保医療係 ☎ 53-3000
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ (011)290-5601

国民健康保険税の制度が改正されました

地方税法施行令などの改正により、村の国民健康保険税制度の見直しを行いました。主な内容は下記のとおりとなっております。令和2年度以後の国民健康保険税に適用されます。

□ 課税限度額の見直し

区分	改正前	改正後	増減
基礎課税額	61万円	63万円	+2万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円	増減なし
介護納付金課税額	16万円	17万円	+1万円

□ 被保険者均等割額・世帯別平等割額の軽減判定所得の見直し

軽減判定に用いる所得金額は、65歳以上の方で公的年金などの所得がある場合、その所得金額から15万円を差し引いた額となります。また、個人事業主の方は所得金額に専従者控除額を加えた額、専従者の方は専従者給与を除いて計算した所得金額が軽減判定に用いられます。

区分	改正前	改正後
7割軽減(改正なし)	世帯主(被保険者ではない世帯主を含む)、被保険者の世帯員、特定同一世帯所属者(※)の総所得金額と山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯	世帯主(被保険者ではない世帯主を含む)、被保険者の世帯員、特定同一世帯所属者(※)の総所得金額と山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯
5割軽減	上記の所得の合算額が、33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	上記の所得の合算額が、33万円+28万5,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯
2割軽減	上記の所得の合算額が、33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	上記の所得の合算額が、33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯

※特定同一世帯所属者：75歳になり国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した方で、移行後も引き続き同じ世帯に属している方。

● 問い合わせ 住民生活課住民税係 ☎ 52-2112
保健福祉課国保医療係 ☎ 53-3000

ひとり親世帯への臨時特別給付金のご案内

子育てと仕事を一人で担っているひとり親世帯へ、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、国より給付金が支給されます。

● 支給対象者

【基本給付】：次の①～③のいずれかに該当する方。

- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方。
- 公的年金などを受給しており、児童扶養手当が支給されていない方。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準となっている方。

【追加給付】

上記の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方。

● 支給内容

【基本給付】	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
【追加給付】	1世帯5万円

※児童扶養手当を受給されている方には個別にご案内します。

※給付金の受給に必要な申請手続きなど詳細は子育て応援課へお問い合わせください。

● 問い合わせ

子育て応援課子育て応援係 ☎ 53-3700



泉心寮から
寮長 農業科3年 平田 恭介
4月から男子4名、女子1名が新たに寮生として加わり、男子9名、女子2名の11名で寮生活が始まりました。新型コロナウィルスの影響により、約2か月の登校自粛期間を経て6月より本格的に始まり、今も例年通りの生活が出来ない状況です。そのため、新寮生と打ち解けられるの心配でしたが、約3週間が過ぎ親睦が深まってきました。

新入寮生
農業科1年 波佐 会美
私は今年の4月に泉心寮に入寮しました。今年は本格的に寮生活がスタートしたのが6月からでした。最初の頃は不安で一杯でしたが、先生や先輩が丁寧にわかりやすく教えてくださって不安な気持ちは安心に変わりました。女子も少ないので先輩に心配をかけさせないように頑張ります。

先日、寮生歓迎会がありました。賄い婦の林さんが作ってくれる美味しいごはんや先輩方がパフォーマンスを披露してくださり、とても面白かったです。新入寮生の私たちがパフォーマンスを披露しました。とても緊張し少しミスはありましたが、終わったときの皆さんの反応がとても嬉しかったです。

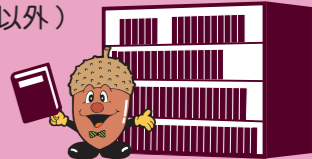


更別農業高校 ニュース

更別村農村環境改善センター図書室だより

本ごよみ

開館時間 9時30分～18時00分
休館日 火曜日および祝祭日(日・月・土以外)
住所 更別村字更別南2線96番地11
農村環境改善センター内
電話 52-3171



お知らせ

◆7月18日(土)～8月17日(月)
夏休みブックウォークを開催!

小中学生を対象とした夏休みブックウォークを開催します。10冊読破を目標とし、達成した方には記念品を贈呈します。

お申し込みは7月17日(金)までに図書室カウンターへお願いします。

詳しくは、学校で配布されるチラシをご覧ください。図書室へお問い合わせください。

たくさんの方の参加をお待ちしています!



今月の展示

- 一般書コーナー 『夏の暑さを乗り切る料理の本』
- 児童書コーナー 『なつのえほん』『うみのえほん』



今月の読みきかせ

7月18日(土)
11時00分～11時30分

- 『You Are (Not) Small』 (英語で読みきかせをします)
- 『ことりのゆうびん屋さん』



新着図書案内

えほん



今月のおすすめ本
『巣立っていく君へ 母から息子への50の手紙』
若松 亜紀/著
母親から子どもへ伝えたい人生の参考となるメッセージをまとめた1冊。

- まめちゃんとおまじよ (はまのゆか)
- ぱぱんがパン! (柴田ケイコ)
- すきまっこちゃん (竹与井かこ)
- わたしたちのえほん (南谷 佳世)
- あいちゃんのひみつ (竹山美奈子)
- らくごえほん (野村たかあき)
- 千両みかん (中川ひろたか)
- まんま まんま (中川ひろたか)
- あたまととんとん (中川ひろたか)

児童文学・学習書ほか

- 生ごみからエネルギーをつくる!
- チエス CHESS (伝承遊びを伝える会)
- ホントに食べる? 世界をすくう虫のすべて (内山 昭一)
- えんそくの おはげずかん (斉藤 洋)

文学・一般書

- 大人になつたら、着たい服 (主婦と生活社)
- 映える!おいしい! こんにゃく食堂 (柳澤 英子)
- 籐で作る アクセサリーと小物 (堀川 波)
- 得する「なまえ」× 損する「なまえ」 (山本 若世)
- 武器になる! 世界の時事問題 (池上 彰)
- マラソンと日本人 (武田 薫)
- 戦う姫 働く少女 (河野真太郎)
- アナザー1964 パリンピック序章 (稲泉 連)
- 巴谷幸吉 命の手紙 (松下 茂典)
- 足をどかせて くれませんか。 (林 香里)
- 三兄弟の僕は (小路 幸也)
- いかなものか (群 ようこ)
- MISSING 失われているもの (村上 龍)
- 笑って生きる (瀬戸内寂聴)

letter from Takeshi



村長室 だより

NO.52

多くの意見・要望を村政に!

農村地区における早期の光回線整備へ 支援を要請

先日、国や道による移動制限の解除を受け上京し、本村喫緊の課題である農村地区の光回線の早急な整備に関する総務省への要請活動などを行ってきました。

当日は、総務副大臣の長谷川岳参議院議員をはじめ光回線整備や5Gの担当課長などの出席のもと要望内容を説明。その後、回答を受け協議を行いました。

◆教育ICT環境整備等のための 光ファイバ整備に関する要望

①情報通信網の整備は、今や生活インフラの一部であり、とりわけICT教育等の円滑な推進には地域・学校・家庭での全国均一の環境整備が不可欠なことから、通信事業者との連携の強化と、より一層の地方財政措置を講ずること。

②高度無線環境整備事業の地方負担は、地方創生臨時交付金のほか、地方債の充当が可能とされているが、地方債計画を上回ることで想定されることから、地域によって格差が生じるのではないよう措置を講ずること。

～子どもからお年寄りまで

笑顔と笑い声があふれ、

一人ひとりが輝く村～

- ③事業執行に際して、設計用地取得その他の事情により年度内事業完了が困難となる場合には、明許繰越など複数年度での執行が可能となる措置を講ずること。
- ◆スーパーシティ構想の実現に関する要望
Society5.0の実現に向けた技術的基盤の早急な整備が必要ことから、関係省庁との連携を図るとともに、データ連携基盤の円滑な運営への支援を行うこと。
- ②我が国の食料生産基盤の向上は、データ農業を中心とした農業の省力化や効率化を図ることが必要であるため、携帯電話通信網の大胆な規制緩和を講ずること。
- ③農地において、ドローンによる農作業を行うためには、安定した長距離伝送が必要であるため、5G帯の無線免許の撤廃など措置を講ずること。
- ◆要望事項に対する回答・協議
光回線整備について、活用可能な財政措置や事業の繰越に特段問題ない旨の回答をいただきました。また、スーパーシティ関連についても前向きな回答をいただきました。午後からの内閣府との協議でも報告させていただきました。

2022年、全村での光回線運用開始に向けて

現在、農村地区の光回線整備に向けた回線申込(第2次)の取りまとめを行っています。申し込みが遅れてしまった場合は、工事費の別途加算または光回線が整備できないおそれがありますので、未提出の方は前向きな検討と申込書のお早めの提出にご協力をお願いします。

HAPPY BIRTHDAY!

1歳になりましたが



村田

菜帆

ちゃん

令和元年7月25日生
緑町

我が家の三女菜帆です。
末っ子らしく甘え上手で食いしん坊。
これからもたくさん食べて笑って
すくすく大きくなってね。

利和・友香



及川

智暉

くん

令和元年7月4日生
香川区

我が家の長男、智暉です。
嬉しい気持ちになるとタコ顔になっ
て答えてくれます。日々お姉ちゃんに
鍛えられ、逞しく成長中。

これからも姉弟仲良く、元気に大
きくなってね!

純・ひとみ

戸籍の窓口

誕生おめでとう

竹内 彩 笑 ちゃん (緑町) 将裕・晴美
井原 愛 菜 ちゃん (柏町) 靖博・育美

お悔み申し上げます

原 武子さん (緑町) 91歳
佐藤 フサ子さん (更南区) 90歳
村越 喜久雄さん (更別東区) 90歳
山口 喜美子さん (南更別区) 88歳
田中 技さん (平和区) 70歳

お詫びと訂正

広報さらべつ6月号で誤りがありました。訂正お詫び申し上げます。

2ページ

新型コロナウイルス感染症に関する情報

◆村の各種事業の対応状況

軽運動教室 (健康増進室)

【誤】 開催日：毎月第2・第4水曜日
対応状況：6月10日(水)再開予定。

【正】 開催日：毎月第1・第3水曜日
対応状況：6月3日(水)から再開。

地域安全ニュース

■更別村の交通死亡事故死ゼロ記録

735日(6月30日現在)

■地域安全運動のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策の「特別定額給付金」や「持続化給付金」制度を悪用した詐欺の発生が想定されています。

給付金に関係する不審な電話やメールなどに注意し、自治体などの正しい情報に従って行動するようお願いいたします。

中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、下記の催しを中止します。ご理解のほどよろしくお願い致します。

9月18日(金) 敬老会

●問い合わせ 保健福祉課福祉係 ☎53-3000

人の動き

2020年6月1日現在

※()内の数字は前月比



総人口
3,167人
(+2人)



男性
1,561人
(+2人)



女性
1,606人
(±0人)



世帯数
1,340世帯
(+2世帯)